



子ども・子育て新システムの議論再開  
～2012年通常国会における法案提出に向けて再始動～

◆保育所と幼稚園の一体化を目指した「子ども・子育て新システム」(以下「新システム」という)について議論する検討会議は、本年7月6日に「中間とりまとめ」を発表して以来約3ヶ月ぶりとなる10月18日、園田康博新座長(内閣府大臣政務官～少子化対策担当)のもとで基本制度ワーキングチームが再開されました。今後は、積み残し案件を整理し、株式会社やNPO等が総合施設として参入する際のイコールフットイングの具体案をまとめ、それをたたき台に議論を再開して年度内に法案を通常国会に提出して成立させることが目標とされました。

この日の議題は4つ、①市町村の事業計画策定、②国の基準と地方裁量の関係、③こども園の指定や指導監督権限・総合施設認可と指導監督権限等の主体、④小規模保育サービスの展開、の各論点でした。このうち③のこども園や総合施設に関する指定権限・認可権限・指導監督権限等については、現在のところ「都道府県」「都道府県・指定都市及び中核市」「市町村」の3案があり、現在も検討が続いています。また④の小規模保育サービスについては想定されているのが、定員20名未満で、待機児童の多い都市部や定員を充足することが困難なへき地等で、都市部では賃貸スペース等の活用による3歳未満児の預り拠点を増やすことが検討されています。

同検討会議は、今後も右のような予定で今後の議論が進んでいくとのことです。

(参考：福祉新聞／幼稚園情報センターHP／内閣府HP)

＜今後の予定＞

	日程	内容
2011年	10/18	基本制度WT再開(第15回)
	11月	第16回基本制度WT ⇒費用負担のあり方、子育て包括交付金(仮称)のあり方、イコールフットイングほか
	12月	第17回基本制度WT ⇒国の所管(子ども家庭省)その他積み残し事項 第18回基本制度WT ⇒新システムの成案とりまとめ
2012年	3月まで	通常国会へ関連法案提出

社会福祉法人への国有地貸付  
～保育所用地として定期借地権で～

障害児施設の一元化に向け、施設体系再編  
～移行に6年間の経過措置～

◆10月17日、財務省横浜財務事務所は、定期借地権を利用し、保育所用地として国有地(藤沢市)の貸付契約を締結することを公表しました。この定期借地権を利用した国有地の貸付は、昨年6月財務省が公表した「新成長戦略における国有財産の有効活用」の一環で、利用者の初期投資コスト軽減のほか、時代とともに変化する行政ニーズへの柔軟な対応を可能とすることを目指したものです。この手法の実施事例としては、同8月に社会福祉施設を対象とする地方公共団体への貸付制度が導入され、すでに横浜市において転貸による社会福祉法人立保育所への貸付が行われています。今般の事例は、国有地を直接社会福祉法人に貸し付ける、国内初のケースとして注目されています。

(参考：関東財務局HP／横浜市HP ほか)

◆厚労省の第10回「障害児支援の見直しに関する検討会」(柏女霊峰座長)が14日に開催されました。ここでは障害児施設の種別を無くして一元化すること等の案が示されました。現行の障害児に関する施設・事業は、施設系は児童福祉法、事業系は障害者自立支援法に基づいて実施されていますが、根拠規定を児童福祉法に一本化し、障害種別に分かれた体系も通所・入所に大別されることとなります。今後障害児施設は、①障害児施設として継続するか、②障害者施設に転換するか、または③障害児施設と障害者施設の併設型施設に移行するか、の選択を迫られることとなりますが、2018年3月末までの経過期間が設けられることとなります。(参考：福祉新聞)

「社会福祉施設の整備を目的とした社会福祉法人に対する定期借地権の設定について」

(平成23年3月31日財理第1539号、平成23年5月23日財理第2199号改正)の要点

★新成長戦略に盛り込まれている保育所、介護施設、障害者福祉施設等、社会福祉事業の用に供する施設の整備に当たり、未利用国有地に借地借家法に規定する一般定期借地権及び事業用定期借地権を設定して貸付けを行うときの取扱いは下記のとおりである。

- ◇定期借地権の種類・・・賃借権      ◇貸付相手・・・社会福祉法人      ◇用途指定あり
- ◇事業用定期借契約を締結する場合の貸付期間・・・10年以上30年以内
- ◇貸付料・・・貸付料予定価格は民間精通者による年額貸付料の評価額を基に、公租公課相当額を控除した額により決定する。また、原則として当初3年間は貸付料の改定は行わない。